

機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費について
(令和6年6月末 市川市障がい者支援課作成)

計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の、機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費について、厚生労働省告示や通知等をまとめました。

赤色部は、制度改正により令和6年4月1日から変更となった部分です。

※ 本資料では、令和6年度報酬改定の内容について、厚生労働省告示・通知のほか、厚生労働省 Q&A については令和6年6月4日発出のVOL.4まで確認して作成しておりますが、機能強化型算定の届出にあたっては、念のため、本資料だけでなく厚生労働省告示等もご確認ください。また、市川市における取扱いを記載した部分は、必要に応じ今後修正する可能性があります。

-目次-

1	この資料で用いる略語	2
2	単位数	3
3	この報酬の趣旨等	4
4	算定要件その1（事業所間の協定等）	6
5	算定要件その2（留意事項伝達会議）	8
6	算定要件その3（24時間の連絡体制）	9
7	算定要件その4（現任研修修了者同行による研修）	10
8	算定要件その5（支援困難ケースの受入）	11
9	算定要件その6（事例検討会への参加）	12
10	算定要件その7（協議会への参画）	13
11	算定要件その8（基幹相談支援センターによる取組への参画）	15
12	算定要件その9（地域生活支援拠点等）	17
13	算定要件その10（人員配置要件(1)）	19
14	算定要件その11（人員配置要件(2)）	25
15	算定要件その12（取扱件数）	26
16	注意点	29

1 この資料で用いる略語

略語	名称
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
児報酬告示	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
別告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
地域生活支援事業実施要綱	地域生活支援事業等の実施について（平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」
機 一 体 的 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	他の指定特定（障害児）相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定（障害児）相談支援事業所である場合の機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）
機 Ⅰ、Ⅱ、 Ⅲ、Ⅳ	上記以外の指定特定（障害児）相談支援事業所である場合の機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）

2 単位数

<報酬告示>

1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) | 2,014 単位 |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) | 1,914 単位 |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) | 1,822 単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) | 1,672 単位 |
| (5)、(6) (略) | |

ロ 継続サービス利用支援費

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,761 単位 |
| (2) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 1,661 単位 |
| (3) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) | 1,558 単位 |
| (4) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) | 1,408 単位 |
| (5)、(6) (略) | |

<児報酬告示>

1 障害児相談支援費

イ 障害児支援利用援助費

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 2,201 単位 |
| (2) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 2,101 単位 |
| (3) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ) | 2,016 単位 |
| (4) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ) | 1,866 単位 |
| (5)、(6) (略) | |

ロ 継続障害児支援利用援助費

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | 1,896 単位 |
| (2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) | 1,796 単位 |
| (3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ) | 1,699 単位 |
| (4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ) | 1,548 単位 |
| (5)、(6) (略) | |

3 この報酬の趣旨等

※ ここ以降では、計画相談支援費を例として記載します。障害児相談支援費でも規定は同様です。

<報酬告示>

1の注1の(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

<留意事項通知>

第四の1の(2) 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて

① 趣旨

機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費を含む。以下同じ。）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

② 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含め

た質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

4 算定要件その1（事業所間の協定等）

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のイ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(ア) 趣旨

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに(四)のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

(イ) 要件

次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。

a 体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

(a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

(b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。

(c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和3年4月8日）>

（基本報酬（複数事業所による協働体制））

問 31 地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

（答）

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。

（※障害児相談支援についても同様）

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5により一部訂正された令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2の問32>

(基本報酬)

問32

- (1) 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。
- (2) 協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能か。

(答)

- (1) 以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

- (2) ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。

なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

5 算定要件その2（留意事項伝達会議）

<別告示>

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のアの(イ) 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

- a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (g) その他必要な事項
- b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。
- c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議*を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。

(*→5ページ参照)

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 75 機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関（サービス提供事業所等）の関係者を含めた会議を開催する必要があるのか。

(答)

- 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

(H29.3.31 相談支援関係 Q&A 問 68 一部修正)

6 算定要件その3 (24時間の連絡体制)

<別告示>

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、機Ⅰ、Ⅱ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(二)のイ 24時間の連絡体制

24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

<相談支援に関するQ&A (令和6年4月5日)>

問76 機能強化型(継続)サービス利用支援費の要件として、24時間連絡体制の確保があるが、24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

(答)

○お見込みのとおり。

また、複数の事業所が協働して体制を確保する場合には、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

(H29.3.31 相談支援関係Q&A 問69 一部修正)

7 算定要件その4（現任研修修了者同行による研修）

<別告示>

指定特定相談支援事業所の**新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員**に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の**同行による研修**を実施していること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のアの(ウ) 現任研修修了者同行による研修

現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、**テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。**

なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 71 指定基準及び報酬算定における、相談支援従事者現任研修（主任研修）を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

○相談支援従事者現任研修（主任研修）を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

(R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 64 一部修正)

8 算定要件その5（支援困難ケースの受入）

<別告示>

基幹相談支援センター等から**支援が困難な事例**を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を**行っている**こと。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のアの(I) 支援困難ケースの受入

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との**連携**を図らなければならないこと。

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 72 機能強化型（継続）サービス利用支援費の**以下**要件にある「基幹相談支援センター等」とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

- ・ **基幹相談支援センター等から紹介された支援困難事例への指定計画相談支援の実施**
- ・ **基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加**

(答)

- (自立支援) 協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 65 一部修正)

9 算定要件その6（事例検討会への参加）

<別告示>

基幹相談支援センター等が実施する**事例検討会等**に参加していること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)の(オ) 事例検討会への参加

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）>

（機能強化型基本報酬算定の要件②）

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的で開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたととできるか。

（答）

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

<相談支援に関するQ&A（令和6年4月5日）>

問 72 機能強化型（継続）サービス利用支援費の**以下要件**にある「基幹相談支援センター等」とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

- ・ 基幹相談支援センター等から紹介された支援困難事例への指定計画相談支援の実施
- ・ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加

（答）

○（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

（R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 65 一部修正）

※ 市川市の場合、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等」とは、**基幹相談支援センターえくるが実施するグループスーパービジョン**などが該当します。

※ 本要件は、算定要件その8と重複する場合があります。算定要件その8参照。

10 算定要件その7（協議会への参画）

<別告示>

法第89条の3第1項に規定する**協議会**（以下「協議会」という。）に**定期的に参画**し、同項に規定する**関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。**

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<経過措置>

「令和6年3月31日時点において機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定していた事業所は、令和7年3月31日までの間、上記の規定に適合しているとみなして、機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定することができる。」

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年3月15日こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）附則第8条より。）

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(二)のウ 協議会への参画

協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）>

（機能強化型基本報酬算定の要件）

問 61 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどのようなものか。

（答）

参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。（地域体制強化共同支援加算においても同様。）

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和6年3月29日）>

（機能強化型基本報酬算定の要件②）

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的を開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたとできるか。

（答）

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

※ 以上の規定に基づき、本要件については、本市においては次のとおりとします。

この算定要件その7については、次の(1)、(2)のいずれかに該当することとします。なお、次の(1)の「定期的な出席」及び(2)の「定期的な参加」については、やむを得ない理由がある場合を除き、原則として開催時には出席又は参加することとします。

(1) 管理者又は従業者が、市川市自立支援協議会の本会、基幹相談支援センター運営協議会、各専門部会又はその関連会議の構成メンバーになっており、当該会議に定期的に出席している。

(2) 管理者又は従業者が、市川市障害児・者相談支援事業所連絡協議会（IS-net）の会員になっており、同会が行う研修会や勉強会に定期的に参加している。

※ 注意

令和5年度末時点で機能強化型を算定していた事業所ならば、経過措置規定により、令和6年度中は協議会に定期的に参加していなくとも参画しているとみなされますが、令和7年度以降は実際に参画することが必要になります。

なお、令和5年度末時点で機能強化型を算定していなかった事業所は、この経過措置規定が適用されませんので、機能強化型(I)～(III)を算定しようとする時点（市町村長への届出の時点）から協議会に定期的に参加していることが必要となります。

1 1 算定要件その 8（基幹相談支援センターによる取組への参画）

<別告示>

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<経過措置>

「令和 6 年 3 月 31 日時点において機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定していた事業所は、令和 7 年 3 月 31 日までの間、上記の規定に適合しているとみなして、機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定することができる。」

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号）附則第 8 条より。）

<留意事項通知>

第四の 1 の(2)の③の(二)の工 基幹相談支援センターによる取組への参画

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。

<令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和 6 年 3 月 29 日）>

（機能強化型基本報酬算定の要件②）

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的を開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたことができるか。

（答）

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

<地域生活支援事業実施要綱>

（別記 1 - 3） 相談支援事業実施要領

3 の(1)のイの(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等に

よる専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等
（※）サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。

なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

- ・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

（※）重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

※ 以上の規定に基づき、本要件については、本市においては次のとおりとします。

この算定要件その 8 については、次の(1)から(5)のいずれかに該当することとします。なお、次の(1)については、算定要件その 6 と重複しますので、(1)に該当する場合は算定要件その 6 も満たしているものとみなします（参考：令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 62）。

- (1) 基幹相談支援センターえくるが行う「日常的な支援方針等を検討する場（例としてグループスーパービジョン）の運営」の取組に協力している。
- (2) 基幹相談支援センターえくるが行う「事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言」の取組に協力している。
- (3) 基幹相談支援センターえくるが行う「研修会の企画・運営」の取組（千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修のインターバル実地研修の実施を含む。）に協力している。
- (4) 基幹相談支援センターえくるが行う「地域包括支援センターや市川市生活サポートセンターそらとの間での各種情報の収集・提供や連携」の取組に協力している。
- (5) (1)から(4)のほか、本要件に係る各規定に該当すると認められる基幹相談支援センターえくるが行う取組に協力している。

※ 注意

令和 5 年度末時点で機能強化型を算定していた事業所ならば、経過措置規定により、令和 6 年度中は基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していなくとも参画しているとみなされますが、令和 7 年度以降は実際に参画することが必要になります。

なお、令和 5 年度末時点で機能強化型を算定していなかった事業所は、この経過措置規定が適用されませんので、機能強化型(I)~(III)を算定しようとする時点（市町村長への届出の時点）から基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることが必要となります。

1 2 算定要件その9（地域生活支援拠点等）

<別告示>

運営規程において、市町村により**地域生活支援拠点等**として位置付けられていることを定めていること

又は

同条第3項第1号に規定する関係機関（以下「**拠点関係機関**」という。）との**連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。**

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のイ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(1) 要件

b 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。

(b) **地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。**

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、**支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。**

また、協議会に定期的に参画していることについては、**協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。**

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）>

(地域生活拠点等・市町村による位置付け、加算の届出)

問3 市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、当該事業所から市町村に対する届出等の提出及び市町村から事業者に対する通知等により確認することとなったが、令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなるのか。また、これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、当該手続きを行う必要があるか。

(答)

令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなる。また、令和6年4月1日時点で市町

村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

(今回の改正に伴い、以下のQ&Aについて削除)

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日) 問13 (運営規程)
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日) 問2 (地域生活支援拠点等・運営規程)

※ 運営規程に定める場合は、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」を担う旨の記載をしてください。

(運営規程への記載例は、「市川市の地域生活支援拠点等のしおり」を参照。)

1.3 算定要件その10 (人員配置要件(1))

<別告示>

当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、**専ら**指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を**合計4名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機一体的Ⅰ】

当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、**専ら**指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を**合計3名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機一体的Ⅱ】

当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、**それぞれ専ら**指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を**1名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機一体的Ⅲ】

専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を**4名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機Ⅰ】

専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を**3名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機Ⅱ】

専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を**2名**以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機Ⅲ】

専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を**2名**以上配置し、かつ、**そのうち1名以上を常勤とするとともに**、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

【対象：機Ⅳ】

ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)の(ア)の(ア) 人員配置要件

a 総則

質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)の(ア)、(三)の(ア)、(四)の(ア)及び(五)の(ア)をそれぞれ参照すること。

b 兼務の取扱い

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合には、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。

このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)の(ア)、(三)の(ア)、(四)の(ア)及び(五)の(ア)をそれぞれ参照すること。

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(二) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、3名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)の(ア)の(ア)のbを参照すること。

【対象：機一体的Ⅰ、機Ⅰ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(三) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、2名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)の(ア)の(ア)のbを参照すること。

【対象：機一体的Ⅱ、機Ⅱ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(四) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。

【対象：機一体的Ⅲ、機Ⅲ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(五) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について

ア 人員配置要件

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。

【対象：機Ⅳ】

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日)>

(機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲)

問 63 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない(以下略)。

(※ 相談支援に関するQ&A (令和6年4月5日) 問74も同内容)

<相談支援に関するQ&A (令和6年4月5日)>

問 23 相談支援専門員、相談支援員について、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)との兼務は可能か。

(答)

○計画相談支援、障害児相談支援に係る指定基準上の取扱いとしては、介護支援専門員との兼務は可能である。

また、計画相談支援、障害児相談支援の機能強化型基本報酬の算定にあたっては、相談支援専門員が居宅介護支援事業の主任介護支援専門員(、介護予防支援事業の介護支援専門員)と兼務する場合に限り、原則として可能とする。

もつとも、機能強化型基本報酬の趣旨である、支援の質の高い相談支援の実施の観点から踏まえ、専ら障害者への相談支援に従事する者が配置されていない等、障害者への十分な支援が期待できないと考えられる場合は算定を認めないこととされたい。

<相談支援に関する Q&A (令和 6 年 4 月 5 日) >

問 70 機能強化型（継続）サービス利用支援費及び各種加算の算定要件にある「常勤」の考え方如何。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001）第二の 2 の(3)の規定に準じた取扱いとする。

(R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 63 一部修正)

※ 相談支援に関する Q&A (令和 6 年 4 月 5 日) 問 22 について →留意事項通知第四の 1 の(2)の③の(一)の A の(ア)の b には障害者相談支援事業「等」とは書かれていないため、本報酬の算定には関係しません。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） >

第二 総論

2 用語の定義（基準第 2 条）

(3) 「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、**当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数**（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は **32 時間**を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は**育児、介護及び治療**のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援 B 型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援 B 型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の

合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 73 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件について、常勤かつ専従の相談支援専門員を一定以上配置することとされているが、例外として、一部の職員については、兼務が認められている。兼務が可能な職員の範囲等について、どのようになっているか。

(答)

○以下の図を参照されたい。ただし、機能強化型基本報酬の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定（障害児）相談支援事業所の業務に支障が生じないことを必ず担保するよう留意されたい。

	1人目	2人目	3人目	4人目
機能強化型Ⅰ	常勤専従 (現任)	常勤専従	常勤専従	常勤専従
機能強化型Ⅱ	常勤専従 (現任)	常勤専従	常勤専従	
機能強化型Ⅲ	常勤専従 (現任)	常勤専従		
機能強化型Ⅳ	常勤専従 (現任)	専従		

共通・ ・ 同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の場合兼務可能

・ ・ 同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務可能

・ ・ 市町村が認めた場合、同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務可能

(R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 66 一部修正)

<図解>

※ 全ての相談支援専門員は、同一敷地内にある指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所・指定地域移行支援事業所・指定地域定着支援事業所・指定自立生活援助事業所・基幹相談支援センターの職務との兼務は可能。(留意事項通知より)

※ 全ての相談支援専門員は、当該指定特定（障害児）相談支援事業所並びに同一敷地内にある指定一般相談支援事業所及び指定自立生活援助事業所の管理者の職務との兼務は可能。(R6Q&A VOL.1 問 63 より)

※ 全ての相談支援専門員は、居宅介護支援事業の主任介護支援専門員（、介護予防支援事業の介護支援専門員）との兼務は原則可能。ただし、専ら障害者への相談支援に従事する者が配置されていない等、障害者への十分な支援が期待できないと考えられる場合は算定を認めない。(相談支援 Q&A 問 23 より)



…相談支援専門員(常勤かつ現任研修修了者)



…相談支援専門員(常勤)

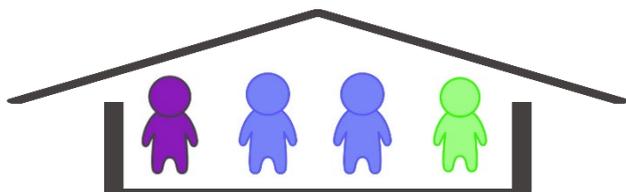


…相談支援専門員(常勤。当該事業所の業務に支障がない場合は同一敷地内の他の事業所の業務との兼務も可)



…相談支援専門員(非常勤可)

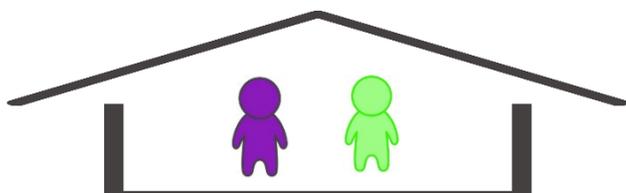
【機Ⅰ】



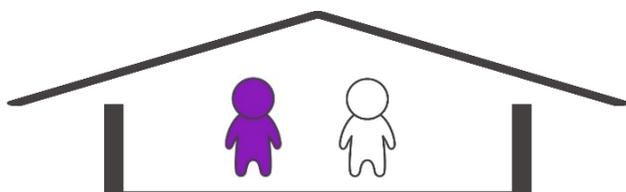
【機Ⅱ】



【機Ⅲ】



【機Ⅳ】



1 4 算定要件その 11 (人員配置要件(2))

<別告示>

当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置していること。

ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。

【対象：機一体的 I、II】

<留意事項通知>

第四の 1 の(2)の③の(一)のイ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(1) 要件

c 人員配置要件 (各事業所)

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。

1.5 算定要件その12（取扱件数）

<別告示>

当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が**40未満**であること。

【対象：機一体的Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

取扱件数が**40未満**であること。

【対象：機Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】

<留意事項通知>

第四の1の(2)の③の(一)のアの(カ) 取扱件数

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1人につき相談支援専門員**0.5人とみなして算定する。**）の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

<平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）>

（基本報酬②）

問77 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。
また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

（答）

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

(基本報酬③)

問 78 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ) (以下「基本報酬(Ⅱ)」という。)を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計 (件)	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数 (人)	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬(Ⅱ)を算定する件数は、取扱件数(1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数(前6月の平均値)÷相談支援専門員の員数(前6月の平均値))が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数(前6月の平均値)を乗じて得た数(小数点以下の端数は切り捨てる。)により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・計画相談支援対象障害者等の数(1月から6月の平均値)
→ $(45 + 45 + 60 + 45 + 45 + 50) \div 6 = 48.333 \dots (A)$
- ・相談支援専門員の員数(1月から6月の平均値)
→ $(1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 2) \div 6 = 1.166 \dots (B)$
- ・取扱件数 → $(A) \div (B) = 41.428 \dots (C) \geq 40$

のため、基本報酬(Ⅱ)を算定する必要があり、算定する件数は

$((C) - 39) \times (B) = 2.833 \dots$ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているため、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬(Ⅱ)で算定する。

② 8月分の請求について

- ・計画相談支援対象障害者等の数(2月から7月の平均値)
→ $(45 + 60 + 45 + 45 + 50 + 60) \div 6 = 50.833 \dots (A)$
- ・相談支援専門員の員数(2月から7月の平均値)
→ $(1 + 1 + 1 + 1 + 2 + 2) \div 6 = 1.333 \dots (B)$
- ・取扱件数 → $(A) \div (B) = 38.125 \dots (C) < 40$ となり、

全てサービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定することとなる。

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2により一部訂正された平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3の問12>

(機能強化型(継続)サービス利用支援費)

問 56 機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定要件として、取扱件数が40件未満であることが示されているが、機能強化型(継続)サービス利用支援費を新たに算定するた

めの届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

(答)

届出提出月の前6月間の実績を基に取扱件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、令和3年6月から機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定するためには、令和3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である令和2年11月から令和3年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

なお、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

<相談支援に関するQ&A(令和6年4月5日)>

問78 取扱件数が40件以上の場合、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の(Ⅰ)・(Ⅱ)のそれぞれの算定について、どのようになるか。

(答)

以下例のとおり算定する。(留意事項通知第四の1の(3)参照)

(例)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
担当件数	72	60	84	104	64	84	96	72	80
相談支援専門員数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
前6月の平均取扱件数							39	41	42

- ① = (前6月の平均取扱件数 - 39件)
 ② = ① × 前6月の相談支援専門員数 (この例では2人で固定)
 ③ = 当月の担当件数 - ②
- 当月におけるⅠの算定件数: ③
 Ⅱの算定件数: ②

Ⅰ	96	68	74
Ⅱ	0	4	6

$(41-39)=2$
 $2 \times 2=4 \leftarrow \text{Ⅱ}$
 $72-4=68 \leftarrow \text{Ⅰ}$

$(42-39)=3$
 $3 \times 2=6 \leftarrow \text{Ⅱ}$
 $80-6=74 \leftarrow \text{Ⅰ}$

1 6 注 意 点

- ※ 各算定要件については、市長へ届出を行うときに限らず、要件を満たすことを記録しておき(取扱件数計算表を含む)、事業所において 5 年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、提出してください。